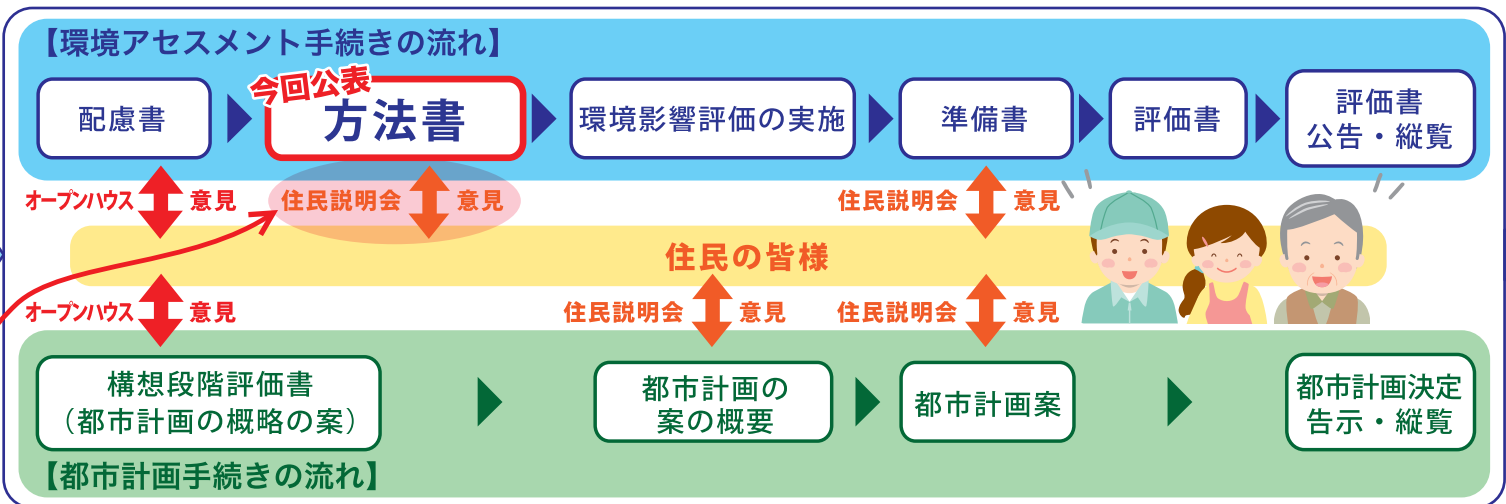


環境影響評価方法書の公表・縦覧を行うとともに、説明会を開催します

環境影響評価方法書を公表します

- ・環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書(方法書)が取りまとまりましたので、公表します。
- ・方法書は、平成30年1月に公表した計画段階環境配慮書(配慮書)への意見に対する都市計画決定権者(千葉県※)としての見解を示すとともに、事業実施による環境影響要因を想定した上で、今後実施する環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を取りまとめたものです。
※都市計画手続きに併せて、環境アセスメント手続きを行うため、環境影響評価法の規定により、都市計画決定権者である千葉県が手続きを実施。
- ・方法書は、インターネットで公表し、終日閲覧できるとともに、県庁・市役所でもご覧いただけます。また、公表・縦覧に併せて方法書の内容をご説明する住民説明会を開催します。(住民説明会の詳細は裏面をご覧ください)
- ・方法書の公表に併せて、構想段階評価の結果等を踏まえ、都市計画の概略の案を決定しましたので、インターネットで公表します。



●縦覧場所

- ・千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課
- ・市川市 道路交通部 交通計画課
- ・松戸市 街づくり部 都市計画課
- ・鎌ヶ谷市 都市建設部 道路河川整備課
- ・八千代市 都市整備部 都市計画課
- ・船橋市 環境部 環境政策課・建設局 都市計画部 都市計画課
- ・柏市 環境部 環境政策課・都市部 都市計画課
- ・白井市 都市建設部 都市計画課
- ・印西市 都市建設部 都市計画課

※手続きの流れは事業の規模により異なる場合があります。
 ※住民のほかに市町村長、知事、国土交通大臣等の意見を聴取します。

●縦覧期間・時間

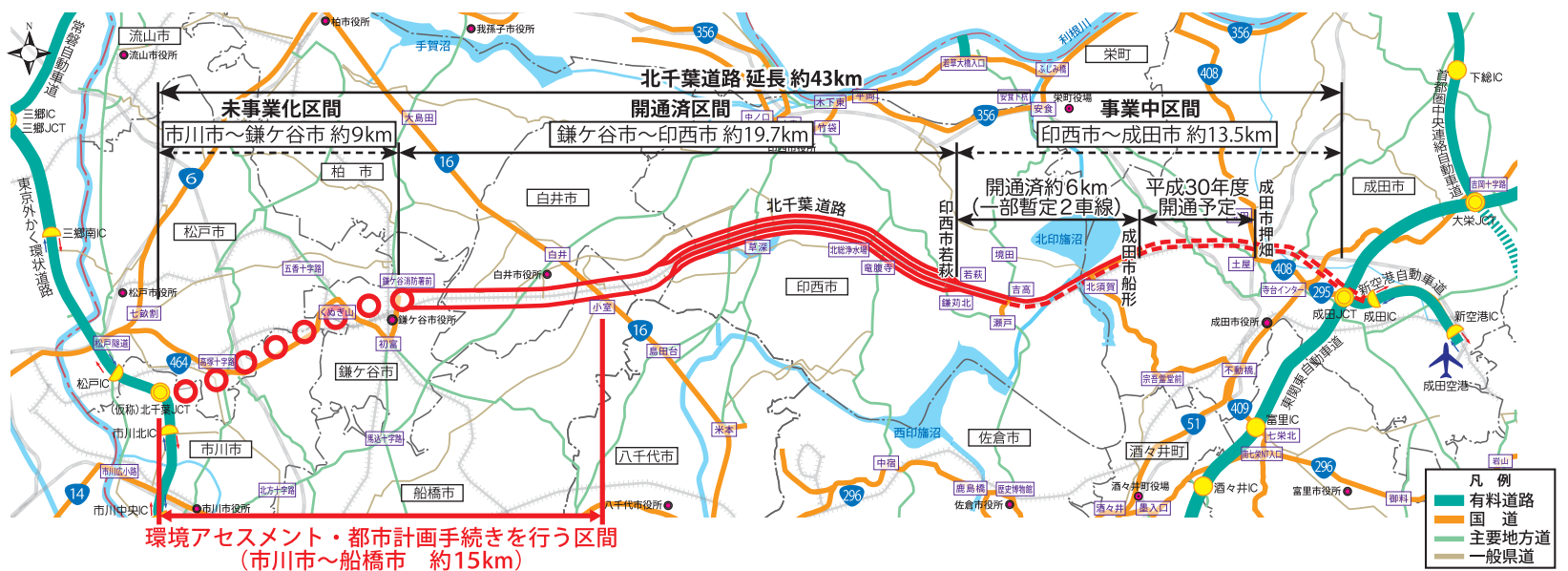
平成30年8月14日(火)から9月13日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く) 午前9時～午後5時

●インターネットによる公表

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課ホームページ
 ※ホームページ上では、期間中の土曜日及び日曜日を含み、終日閲覧が可能です。

●意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。
 提出期限：平成30年9月27日(木)午後5時まで
 意見書の提出先や方法等については、県都市計画課ホームページをご覧ください。



都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。



環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。

